

大飯発電所に係る原子力安全協定の改定について

1 改定の概要

大飯発電所1、2号機については、平成30年3月1日に運転を終了し、今後、国の認可を受けた（平成30年11月に廃止措置計画認可を申請）のち、廃炉措置が開始される。廃炉措置に当たっては、使用済燃料の搬出、原子炉本体等の解体、撤去が行われることから、廃炉措置の状況等について情報を迅速に把握し、県民の安全安心を確保するため、滋賀県代表者会議（県、長浜市および高島市）において関西電力株式会社と協議を行い、安全協定について所要の改定を行った。

2 基本的考え方

本県がすでに締結している「美浜協定」（H29.3改定）には廃炉に関する項目が盛り込まれており、この協定と同様の内容になるよう改定を行った。

3 改定内容

別添のとおり

4 改定の経緯

平成31年2月27日

滋賀県、長浜市、高島市による代表者会議開催

- ・ 関西電力から滋賀県代表者会議において開催協定改定案の提示

平成31年3月上旬～3月中旬

- ・ 県、高島市において、改定案に係る内部協議

平成31年3月27日

- ・ 安全協定改定
- ・ 関西電力から改定した安全協定に基づき、廃止措置の概要について県・高島市に報告

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

改定前	改定後
滋賀県(以下「甲」という。)、高島市(以下「乙」という。) と関西電力株式会社(以下「丙」という。) とは、丙の大飯発電所(以下「発電所」という。) の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。	滋賀県(以下「甲」という。)、高島市(以下「乙」という。) と関西電力株式会社(以下「丙」という。) とは、丙の大飯発電所(以下「発電所」という。) の保守運営 および廃止措置 に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。
(関係諸法令の遵守) 第1条 丙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。	(関係諸法令の遵守) 第1条 丙は、発電所の増設 および 、保守運営 および廃止措置 に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。
(計画の報告) 第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。 2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べるができる。	(計画の報告) 第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。 2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べるができる。 (廃止措置計画の事前説明) 第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。
(輸送計画の事前連絡) 第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。	(輸送計画の事前連絡) 第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。
(平常時における連絡) 第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。 (1)発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況 (2)発電所の保守運営状況(試運転を含む) (3)環境放射能測定の調査報告	(平常時における連絡) 第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。 (1)発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況 (2)発電所の保守運営状況(試運転を含む) (3)環境放射能測定 of 調査報告 (4)原子炉施設の廃止措置の状況
(異常時における連絡) 第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。 (4)計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。 (5)発電所に故障が発生したとき。 (6)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。 (7)放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8)放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (10)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。	(異常時における連絡) 第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。 (4)計画外に原子炉 またはもしくは 発電を停止したとき、 もしくはまたは 不測の事態により出力が変動したとき。 (5)発電所に故障が発生したとき。 (6)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。 (7)放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8)放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (10)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

改定前	改定後
<p>(現地確認) 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。</p>	<p>(現地確認) 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。</p>
<p>(損害の補償) 第7条 丙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p>	<p>(損害の補償) 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p>
<p>(原子力防災対策) 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p>	<p>(原子力防災対策) 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p>
<p>(公衆への広報) 第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。</p>	<p>(公衆への広報) 第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。</p>
<p>(連絡の方法) 第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2)第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。</p>	<p>(連絡の方法) 第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2)第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。</p>
<p>(連絡の発受信者) 第11条 甲、乙および丙は、本目互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。</p>	<p>(連絡の発受信者) 第11条 甲、乙および丙は、本目互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。</p>
<p>(協定書の改定) 第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。</p>	<p>(協定書の改定) 第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。</p>
<p>(疑義または定めのない事項) 第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。</p>	<p>(疑義または定めのない事項) 第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。</p>